大阪市告示第1521号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月11日

大阪市長　　横　山　英　幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第６条第１項の規定に違反するので、令和８年11月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公　園　名	除　却　実　施　場　所	物　件
長居公園	東住吉区長居公園１丁目１番 （長居公園内）	自動二輪車 （ホンダ　黒色）
長居公園	東住吉区長居公園１丁目１番 （長居公園内）	自動二輪車 （スズキ　紺色）
長居公園	東住吉区長居公園１丁目１番 （長居公園内）	自動二輪車 （ヤマハ　赤色）
長居公園	東住吉区長居公園１丁目１番 （長居公園内）	自動二輪車 （ヤマハ　黒色）
長居公園	東住吉区長居公園１丁目１番 （長居公園内）	自動二輪車 （スズキ　黒色）
加美西公園	平野区加美西２丁目５番 （加美西公園内）	自動二輪車 （スズキ　黒色）

（建設局総務部管理課）